

熊野市議会市民懇談会実施規程

令和元年6月27日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、熊野市議会基本条例(平成29年熊野市条例第17号)第9条の規定に基づき、議会が市執行部に対して行う政策提言等に資するため実施する熊野市議会市民懇談会(以下「懇談会」という)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 懇談会は原則として任期最初の各常任委員会の委員で構成し、2班で構成する。

- 2 各班に班長1人及び副班長2人を置く。
- 3 各班長及び副班長で構成する懇談会運営部会(以下「運営部会」という)を置く。
- 4 運営部会は懇談会の運営について調整を行う。

(内容)

第3条 懇談会は、議題を決めて行うものとし、議題は次のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 市政に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) その他市の重要な事項に関すること。

2 懇談会1回につき議題は1件とする。ただし、議長が認めた場合は、その限りではない。

(対象等)

第4条 懇談会は、市内で事業活動その他の活動を行う団体、自治会等地域団体及び概ね10人以上で活動する市民グループ(以下「団体等」という。)を対象とする。

2 懇談会は、議会の任期中各団体1回限りの開催とする。ただし、議長が認めた場合はその限りではない。

(申込等)

第5条 懇談会の開催を希望する団体等は、熊野市議会懇談会申込書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定による申込みが前2条の規定により懇談会の開催が適当と認められるときは、運営部会に懇談会の開催を求めるものとする。

(担当、日程等)

第6条 運営部会は、開催する懇談会について協議し、担当班を決定する。

2 懇談会の開催日程、会場等については、団体等の代表者及び担当班が協議し、決定する。

3 懇談会における司会者及び記録者は、担当班において随時協議し、決定する。

(時間)

第7条 懇談会の時間は、概ね1時間30分以内とする。

(記録・報告)

第8条 懇談会の記録は、記録者において要点を整理し作成する。

2 懇談会の担当班長は、懇談会の内容を熊野市議会懇談会報告書(様式第2号)により速やかに議長に報告しなければならない。

3 懇談会の内容で、市行政に対する意見等で市執行部に報告する必要があると認められるときは、各班で協議の上、議長が市長に文書で報告するものとし、必要に応じ議長に文書で回答を求めるものとする。

4 議題以外の要望事項等については前項により対応する。

(通知)

第9条 議長は、市長からの回答について必要に応じ当該団体等に文書で通知するものとする。

(代表質問)

第10条 各班は、懇談会での事案について、必要に応じ代表質問を行うことができるものとする。

2 代表質問を行なう者は班を代表する議員1人とする。

3 代表質問についてその他必要な事項は別に定める。

(評価及び見直し)

第11条 議会は、この規程に基づく活動について、必要に応じ評価検証を行うものとする。

2 前項の規定による検証結果に基づき、この規程の見直しが必要と求めた場合は、その措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、懇談会の実施に関し必要な事項は、運営部会において協議し議長が判断する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

熊野市議会市民懇談会申込書

年 月 日

熊野市議会議長 様

団体等の名称
代表者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、熊野市議会市民懇談会実施規程第 5 条第 1 項の規定により、熊野市議会市民懇談会を申し込みます。

団体活動内容			
懇談会の 議 題	議題 (補足説明)		
希望日時	第 1 希望	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
	第 2 希望	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
	第 3 希望	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
参加予定 人 数			
会 場			
備 考			

様式第2号(第8条関係)

熊野市議会市民懇談会報告書

年 月 日

熊野市議会議長 様

担当班		班 長	
実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
参加議員			
対象団体			
参加人数			
実施場所			
議 題			
内 容			
成果・所感			

議事録(抜粋)を添付